

## 7月定例総会議事録

- 1 日 時 平成30年7月27日(金) 午後1時30分～
- 2 場 所 本庁5階 大会議室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 二木昭治 小澤治人 百瀬友司 小池典子 竹下静江 塩原 正  
古田久人 三村明一 竹淵 浩 塚原一郎 米久保 茂 三溝静夫  
塩原令子 酒井茂典 北澤 稔 田中新一 平林金一郎 山崎憲一  
赤羽 功 荒川浩一 長尾正公 赤羽 章 伊藤正彦 上條幸栄  
神戸 博 橋戸 勝
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局員 米窪事務局長 溝口補佐 原主任 中澤主事
- 7 協議内容

(1) 開 会 二木 会長代理

(2) あいさつ 塩原会長

(3) 議案審査

- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号17番の竹淵委員と18番の酒井委員でお願いします。

① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区 全1件 承認</u>	<u>洗馬地区 全2件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の畑、2,148㎡を洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが購入する予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 広丘郷原〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘郷原〇〇〇の畑外1筆、合計2,971㎡を広丘郷原〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作する予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を洗馬地区でお願いします。
- ・伊藤委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇の畑、983㎡を洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇に売却する予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

② 議案第2号 塩尻市農業振興地域の変更申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区 全1件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区 全1件 承認</u>

- ・塩原議長 1番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 北小野〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する北小野〇〇〇の畑1476㎡の内、75.4㎡に自身の農業用倉庫とその駐車場を作るため、農振の軽微変更をするものです。この土地は都市計画の区域外です。農地区分は、農振農用地ですが、農業用施設ですので農地転用要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘郷原〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する、広丘郷原〇〇〇の畑1281.77㎡、〇〇〇の畑2.34㎡、〇〇〇の畑200.26㎡に、〇〇〇の農産物加工施設を建てるため農振の軽微変更をするものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地ですが、農業用施設ですので農地転用要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

③ 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

塩尻地区	片丘地区
広丘・高出・吉田地区	洗馬地区 全1件 承認
宗賀・檜川地区	北小野地区

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 愛知県瀬戸市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇の畑外1筆、合計455㎡を、洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。
- ・事務局溝口 (補足説明) 下限面積の例外として、位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草牧草地と一体として利用しなければ使用することが困難と認められる農地又は採草牧草地につき、当該隣接する農地又は採草牧草地を現に耕作又は養畜の事業供している者が権利を取得することとなっております。本案件ですが、耕作自体は現在〇〇〇さんがしており、今後〇〇〇さんはこちらに帰ってくることはないとのこと。また、今後も〇〇〇さんが耕作を行っていきます。
- ・三溝委員 地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

④ 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

塩尻地区	全3件 承認	片丘地区	全1件 承認
広丘・高出・吉田地区	全1件 承認	洗馬地区	
宗賀・檜川地区	全1件 承認	北小野地区	

- ・塩原議長 1番を檜川地区でお願いします。
- ・橋戸委員 名古屋市昭和区〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する贅川〇〇〇の畑、面積114㎡を、贅川〇〇〇にお住いの〇〇〇さんに所有権移転し、住宅用地として農地転用するものです。この農地は都市計画区域外です。農地区分は、甲種、第1種、第2種、第3種の、どの区分にも属さないため、消極的第2種農地となりますが、集落に接続し、位置的代替性がなく周辺農地に支障がないため許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の畑、面積495㎡を、松本市村井南〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんに使用貸借権を設定し、住宅用地として農地転用するものです。この土地は市街化調整区域で、農業振興地域ですが、

農振除外済みです。農地区分は、上下水道管が埋設された道路沿道の区域で、おおむね500メートル以内に片丘支所および片丘小学校があり、第3種農地となるため、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 宗賀〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇の畑、面積1,833㎡のうち463.9㎡を、宗賀〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんに使用貸借権を設定し、農業用倉庫用地として農地転用するものです。この土地は市街化調整区域で、農業振興地域ですが、農振の軽微変更済みです。農地区分は、農振農用地ですが、農業用施設であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を塩尻地区でお願いします。
- ・小澤委員 岡谷市銀座一丁目〇〇〇にお住いの〇〇〇さん及び上田市大字中之条〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する旧塩尻〇〇〇の畑、面積2,856㎡を、上田市諏訪形〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんに所有権移転し、太陽光発電施設用地として農地転用するものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、甲種、第1種、第2種、第3種の、どの区分にも属さないため、消極的第2種農地となりますが、位置的代替性がなく周辺農地に支障がないため許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を塩尻地区でお願いします。
- ・百瀬委員 棧敷〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する棧敷〇〇〇の畑、面積1,615㎡のうち777㎡を、松本市大字島立〇〇〇の〇〇〇さんに賃貸借権を設定し、特別養護老人ホーム建設工事に伴う工事現場事務所として、平成31年4月末まで一時転用するものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地ですが、一時転用であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)

- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員            (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。続いて6番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員      本件は、先ほど農振の軽微変更をした案件です。広丘郷原〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘郷原〇〇〇の畑外2筆、合計面積1,484.37㎡を、宗賀〇〇〇の〇〇〇さんに借地権を設定し、ワイナリー及び米粉パン製造施設として農地転用するものです。この土地は市街化調整区域で、農業振興地域の農用地ですが、農振の軽微変更済みです。農地区分は、農振農用地ですが農業用施設であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長      本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員            (「異議なし」の声)
- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員            (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。続いて7番を塩尻地区でお願いします。
- ・二木代理      金井〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する金井〇〇〇の畑、面積968㎡を、長野市中御所1丁目〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんに使用貸借権設定し、太陽光発電施設用地として農地転用するものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、JRみどり湖駅の周囲、おおむね500メートル以内の第2種農地となりますが、位置的代替性がなく周辺農地に支障がないため許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長      本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員            (「異議なし」の声)
- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員            (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。

⑤ 議案第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(相続届)について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u> 全1件 承認	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u> 全2件 承認	<u>北小野地区</u> 全2件 承認

【報告】 事務局 溝口補佐      3条届出 5件 報告。

- ・塩原議長      今事務局から説明がありました。相続届ですので部会としては可といたします。

⑥ 議案第6号 農地法第4条の規定による農業用施設の届け出について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>洗馬地区</u> 全1件 承認
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 溝口補佐      4条届出(農業用施設) 1件 報告。

- ・塩原議長      今事務局から説明がありました。農業用施設ですので可といたします。

⑦ 議案第7号 農地法第5条の規定による届出について

<u>塩尻地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>		<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 溝口補佐 5条届出 1件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑧ 議案第8号 農地保有合理化促進事業による幹旋適格認定について

<u>塩尻地区</u>		<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>		<u>洗馬地区</u> <u>全3件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u> <u>全1件 承認</u>		<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 松本市波田〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します、洗馬〇〇〇の畑948㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転するものです。地区会としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。2番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 〇〇〇が所有します、宗賀〇〇〇の畑、371㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で洗馬〇〇〇の〇〇〇さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の畑、2,148㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。続いて4番を洗馬地区でお願いします。
- ・伊藤委員 洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の田、983㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。

- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 （「異議なし」の声）
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 （全員挙手）
- ・塩原会長 本件は承認されました。

⑨ 議案第9号 農地利用集積計画について

塩尻地区	全1件 承認	片丘地区	全3件 承認
広丘・高出・吉田地区	全3件 承認	洗馬地区	全5件 承認
宗賀・檜川地区	全1件 承認	北小野地区	全11件 承認

- ・塩原議長 塩尻地区からお願いします。
- ・百瀬委員 塩尻地区面積 3,986 m<sup>2</sup>筆数 2 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて片丘地区お願いします。
- ・赤羽委員 片丘地区面積 7,032 m<sup>2</sup>筆数 5 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて広丘地区お願いします。
- ・古田委員 広丘地区面積 7,703 m<sup>2</sup>筆数 4 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。
- ・三溝委員 洗馬地区面積 9,274 m<sup>2</sup>筆数 6 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて宗賀地区お願いします。
- ・平林委員 宗賀地区面積 703 m<sup>2</sup>筆数 1 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて北小野地区お願いします。
- ・赤羽委員 北小野地区面積 19,579 m<sup>2</sup>筆数 19 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 総合計 48,277 m<sup>2</sup>筆数 37 となっています。続いて所有権移転を事務局からお願いします。
- ・事務局原 （7件 10筆報告）
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 （「異議なし」の声）
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 （全員挙手）
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。
- ・塩原議長 以上で議案案件はすべて終了しました。

(4) その他事項

① (松本農業改良普及センター 北澤氏による概況説明)

- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。
- (意見・質問なし)

②農振見直しについて (農政課 稲葉主事)

- ・塩原会長 農振見直しについて農政課担当者よりお願いします。
- ・稲葉主事 (説明)

- ・塩原議長 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・古田委員 内容が農林業センサスに似たようなもので、農振（土地）の除外はあまり関係ないのでは。
- ・稲葉主事 今回のアンケートは政策の方向性を決めるための基礎アンケートです。土地については、それぞれ相談となります。
- ・古田委員 どのような人をアンケートの対象にしているのか。
- ・稲葉主事 農業委員さんのほか、専業農家、兼業農家をバランスよく抽出する予定です。
- ・塩原会長 10 a だと対象者は何件くらいになるのか。ほぼ全員になるのでは。
- ・稲葉主事 全体で 2500 件の内 2000 件です。法律に基づき 10 a 以上と定められています。
- ・伊藤委員 農業振興地域に関する事なのに振興地域外の人へアンケートを取るのはどうしてか。
- ・事務局原 (補足) 市街化区域以外の農地は全て農業振興地域になります。その中で青地が農業振興地域農用地になります。ですので、今回アンケートを出す方は、この農業振興地域整備計画に関係してきます。
- ・塩原議長 他に意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 特に無いようですのでこの件は終了します。

③その他

そば栽培について (米窪局長)

農業委員視察研修について

- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (特にナシ)
- ・塩原議長 特に無いようですのでこの件は終了します。

(5) 閉 会 二木 会長代理

午後 3 時 3 分終了

平成 30 年 7 月 27 日

議事録署名人

会長 \_\_\_\_\_ 印

議席 17 番 \_\_\_\_\_ 印  
竹淵委員

議席 18 番 \_\_\_\_\_ 印  
酒井委員